

矢掛地区 **御菓子処 清邦庵** 舌で、目で、五感で楽しむお菓子を提供する 矢掛の御菓子処



営業時間：9:00～17:00  
定休日：毎週火曜日・第2水曜日



▲季節感が出るように工夫された「季節生菓子」。

「御菓子処 清邦庵」は、先代から伝統を受け継ぎ、和・洋にとられないお菓子の製造販売をしています。一つ一つ、熟練の職人が手作りをしており、繊細かつ丁寧に仕上げられたお菓子は、見た目の美しさはもちろんのこと、「甘味は控えめに、糖度は高く」作られており、実際に口に入ると、舌の奥でゆっくりと甘みが広がります。

人気商品の大福は、季節ごとに中身が違っており、12月からは1番人気の「苺大福」や、矢掛のトマトを丸ごと詰めた「トマト大福」が販売されます。この時期、お歳暮でのご利用もおおすすめです！

同店は矢掛町商店街に店を構えています。商店街に訪れた際は、季節を感じる手作りお菓子をご堪能ください。



▲「トマト大福」「苺大福」は12月から3月まで販売しています！

小田郡矢掛町矢掛中町2625 ☎0866-83-3636  
URL <https://seihoan-yakage.jp/>



芳井地区 **芳井町特産品直売所** 気軽に立ち寄れる、憩いの直売所



▲店舗の内装



営業時間：8:30～17:00  
定休日：月曜日、お盆、正月

備中西商工会芳井支所の隣にある「芳井町特産品直売所」は、地元で朝採れた野菜や、地域の方が加工した食品が、産地直送でずらりと並んでいます。地域で食料品の買い物ができる場所が多くないため、地元の方にとって、なくてはならない直売所であることはもちろんのこと、新鮮な野菜や果物がリーズナブルな価格で並ぶため、県外からもお客様が多く来られ、土日は特に賑います。

同店は、生産者が学校給食に野菜を提供できるよう取次を行ったり、店頭でうどんやそばを販売する感謝祭など、地域に密着した取組を続けています。事業主の川上さんは、「地元の美味しい食材を食べ、皆が少し幸せになってくれたら」と思いを話してくださいました。

12月は芳井町の特産品「明治ごんぼう」をはじめ、苺や冬ぶどうが多く並ぶ時期になりますので、ぜひ一度お立ち寄りください。



▲野菜、果物の他にも、ボリューム満点なお弁当が300円で販売されます。お電話でお取り置きも可能です！

原市芳井町吉井4110-1 ☎0866-72-1645  
URL <https://www.instagram.com/yoshiitokusan/>



Eye  
専門家の目

インボイス制度導入後の注意点

公認会計士・税理士  
こばし ひさゆき  
**小橋 仙敏**



小橋公認会計士総合事務所代表  
岡山県商工会連合会商工調停士  
中小機構中国本部中小企業アドバイザー

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。導入後の注意点として、経過措置や特例の内容、適用期間をまとめました。

- **免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置**  
インボイス制度開始後6年間は、免税事業者との取引について、一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。  
令和5年10月1日～令和8年9月30日 ⇒ 80%控除可能  
令和8年10月1日～令和11年9月30日 ⇒ 50%控除可能  
令和11年10月1日～ ⇒ 控除不可
- **免税事業者の登録申請手続等の経過措置（登録に係る経過措置）**  
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までに登録する場合、申請書に希望日を記載することで、希望日から登録できる経過措置が設けられています。

- **小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）**  
免税事業者が令和5年10月1日から令和8年9月30日までにインボイス登録する場合、納付税額について、売上げに係る消費税額の2割とすることができます。2割特例の適用に当たって、事前届出は不要です。
- **消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例**  
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までにインボイス登録する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。
- **一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）**  
一定規模以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の取引について、インボイスの保存がなくても、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
- **少額な返還インボイスの交付義務免除**  
すべての事業者は、税込1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要はありません。  
売上金額から振込手数料が引かれて入金され、会計上、支払手数料として会計処理している場合であっても、返還インボイスの交付義務が免除されます。